

# 佐倉市教育大綱

(令和2年度～令和5年度)

- わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり” -

## 1. はじめに

少子高齢化や人口減少、高度情報化社会の進展など、社会構造が大きく変化する中で、これまで以上に複雑で、予測困難な課題の出現が想定されます。これら課題に的確に対応し、解決していくためには、人々が自らを高め、人生を豊かにするだけでなく、様々な能力を発揮し、地域とのつながりを大切にしながら、積極的に行動していくことが大切です。

社会全体の発展と持続可能な地域社会を実現していくためには、多様で有為な人材を育てることが求められています。変わりゆく社会情勢に対応した新たな価値を創造していく上で、進取の精神を育んできた佐倉の歴史から学ぶことは、極めて大きいものと考えます。

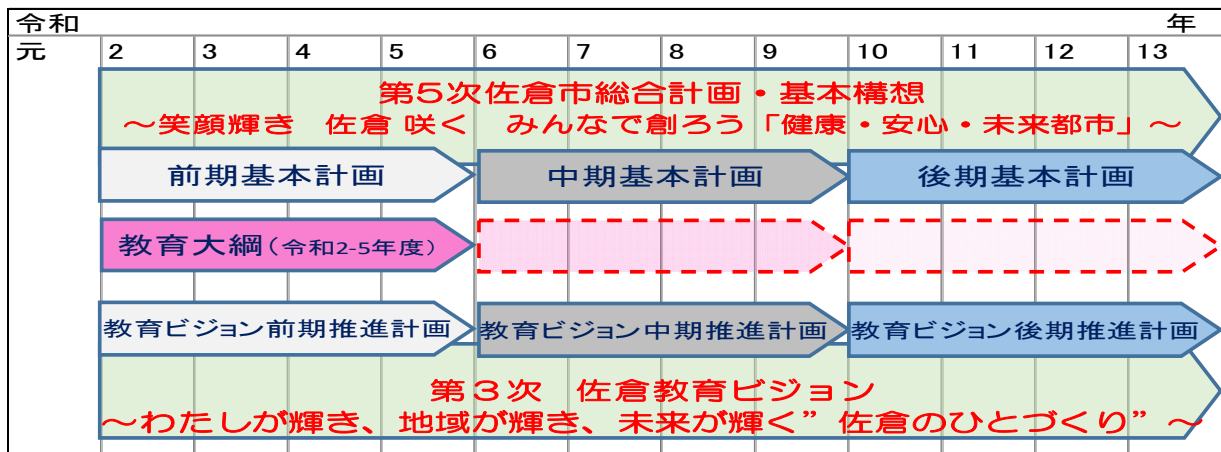
佐倉市は、多くの人材を育てる「まち」を目指し、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、佐倉学を推進し、佐倉で学んだ人々が、佐倉に誇りと愛着を持って一生涯活躍できるよう、教育の更なる充実に取り組んでいくため、ここに佐倉市教育大綱（以下「大綱」といいます。）を定めます。

大綱の実現にあたり、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることとします。また、教育の推進にあたっては、地域社会が一体となって取り組むこととします。

## 2. 策定の趣旨及び基本的な考え方

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方向性を定めるものです。

大綱は、第5次佐倉市総合計画及び第3次佐倉教育ビジョンをふまえ、定めることとし、大綱の期間は、「第5次佐倉市総合計画・前期基本計画」と連動させ、令和5年度までとします。



### **3. 大綱の基本方針**

#### **基本方針1 生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します**

進展する社会の中で、子どもたちが力強く生きていくために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むとともに、子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。

また、人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを広め、国際交流や異なった文化を理解するための取り組みを行います。

#### **基本方針2 学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します**

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たしながら、連携を進めることのできる取り組みを行います。

また、子どもたち一人ひとりのニーズに合った教育を推進し、不登校など課題への対応を充実させ、保護者と緊密な連携を図り、安心して学校に通える環境を整備します。

いじめの防止に向けては、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。

#### **基本方針3 生涯にわたる学びを支援します**

市民の多様な学習ニーズとライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境を整備し、心と体の健康づくりを推進します。併せて、市民の多様な学びを地域に広げるための仕組みを整えます。

また、ボランティアや地域行事への参加を積極的に推進し、世代間交流を充実させ、市全体で青少年の健全育成に取り組みます。

#### **基本方針4 歴史・文化資産の保全、活用を推進し、芸術・文化を振興します**

「好学進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、日本遺産に認定された歴史的な町並みなど数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に向けた取り組みを行います。

また、文化的行事の充実を図るとともに、新たな芸術文化活動を創造し、佐倉から芸術文化の重要性を広く発信します。

令和2年 2月

佐倉市長 西田 三十五